

令和 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

【石岡市立小学校及び中学校】

石 岡 市 監 査 委 員

第1 監査の対象

石岡市立全小学校及び中学校中、昨年度実地監査実施校を除く小学校8校及び中学校2校

第2 監査の期日

期 日	学 校 名
令和6年9月25日	国 府 中 学 校
令和6年9月27日	園 部 小 学 校
	府 中 小 学 校
令和6年10月1日	吉 生 小 学 校
	府 中 中 学 校
令和6年10月4日	恋 瀬 小 学 校
	小 幡 小 学 校
令和6年10月8日	東 小 学 校
	南 小 学 校
令和6年10月10日	瓦 会 小 学 校

第3 監査執行者

監査委員 出 澤 純 夫

監査委員 菱 沼 和 幸

第4 監査の方法

監査は、下記資料及び諸帳簿等に基づき、各学校長、教頭、教務主任及び担当職員に対し説明を求め、施設設備の管理状況及び財務に関する事務の執行等について実施した。

1 監査執行日以前に提出を求めた資料

- (1) 学校概要
- (2) 学校の施設台帳の写
- (3) 簿冊一覧表

- (4) 予算執行状況調
- (5) 営繕状況調
- (6) 備品購入状況調
- (7) 補助金・委託料等調
- (8) 諸経費納入状況調

2 監査執行日に提出を求めた主な諸帳簿等

(1) 学校の管理運営に関するもの

- ① 学校沿革史
- ② 例規等重要報告書綴
- ③ 学校日誌
- ④ 当直日誌
- ⑤ 保健日誌
- ⑥ 給食日誌
- ⑦ 日課表
- ⑧ 担任学級教科科目時間割表
- ⑨ 学校医執務記録簿
- ⑩ 学校歯科医執務記録簿
- ⑪ 学校薬剤師執務記録簿
- ⑫ 文書收受処理簿
- ⑬ 文書発送簿
- ⑭ 公印台帳
- ⑮ 寄附台帳
- ⑯ 寄附受入関係綴

(2) 学校財産に関するもの

- ① 諸物品廃棄処分届綴

(3) 財務に関するもの

- ① 予算書

- ② 予算差引簿
- ③ 備品台帳
- ④ 郵便切手受払簿
- ⑤ 支出負担行為書綴

(4) 市職員の勤務・学校安全管理・その他に関するもの

- ① 市職員出勤簿
- ② 安全点検表
- ③ 理科薬品使用簿
- ④ 避難訓練実施計画書
- ⑤ 寄付台帳
- ⑥ 寄付受入関係綴
- ⑦ 日本体育スポーツ振興センター綴
- ⑧ 学校施設、校庭借用綴
- ⑨ 給食関係会計簿
- ⑩ 準要保護関係

第5 監査の結果

1 総括

各小学校及び中学校における事務事業の執行について、関係書類の監査及び現地調査を実施した結果、各学校ともおおむね適正に処理されていることが認められた。今後とも事務事業の執行にあたっては、条例・規則・処務規程等を遵守し、より一層適正かつ計画的、効率的な学校事務の運営にあたられたい。なお、予算の執行にあたっては、必要な時期を逸することのないよう年間行事等に合わせて、適切に執行されたい。

災害等に対する安全対策については、各学校とも災害の発生時に備えて避難訓練を実施していたが、消防署に協力を依頼するなど専門的指導の下、災害時を想定し救助袋を使用するなど実践的な避難訓練に取り組まれたい。その他、保護者や小学校及び中学校が連携した引き渡し訓練なども実施していた。災害は、いつ起こるか分からないことから、事前の危機管理が重要であ

るため、いかなる場合でも児童生徒の命を守り、安全に対処できるよう基本行動の徹底を図られたい。

登下校時における交通安全対策については、登下校時に教職員や保護者、民間交通指導員などの協力を得て、児童生徒が安全に通学出来るよう配慮されていた。しかしながら、放課後や長期休暇中であるが、児童が交通事故に遭う事件も発生していることから、交通安全対策をさらに強化し、児童生徒の安全確保に努められたい。改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されていることから、通学に限らず放課後等に自転車を利用する児童生徒にはヘルメット着用に関する指導等を行われたい。また併せて、茨城県交通安全条例に基づき、自転車損害賠償責任保険への加入促進に努められたい。

学校給食におけるアレルギー対策については、各学校ともアレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で情報の共有化を図り、また保護者には、事前に献立表を配布し、確認を行うなど適切な対応がなされていた。引き続き全職員間での情報共有化の徹底及び保護者との連携を密にし、食の安全確保に努められたい。また、給食を食べ残すことで食品ロスが生じている状況が見受けられた。栄養バランス等を計算された給食を残さず摂取することで、健康面や学習面に好影響を及ぼすことが期待できると思料されることから、食育を推進する等様々な工夫を凝らし食べ残しを減らすよう引き続き努力されたい。

健康に関連し、児童生徒のむし歯の状況と朝食を毎日食べているかを確認したところ、課題を残す学校が多く見受けられたことから、茨城県が令和6年3月に作成した「第4次健康いばらき21プラン」等を参考にし、正しいはみがきについての指導を実施する等、歯科口腔保健の推進に努めるとともに、食育の推進のため家庭・地域及び職員間の連携・調整の中核となる栄養教諭等を活用する等、食育の推進を図られたい。また、農林水産省のホームページには、朝食を食べる習慣には、「食事の栄養バランス」「生活リズム」「心の健康」「学力・学習習慣や体力」との関係性について紹介されていることから、朝食の重要性について改めて児童生徒に周知するよう検討されたい。

防犯対策については、各学校とも校内に「さすまた」を常備しており、防犯カメラを設置するなど不測の事態に備えていた。防犯対策で大切なことは、まずは「子どもたちの安全を確保すること」、その次に「教職員の安全を守ること」であることから、万一の事態が発生した際には適切な行動が取れるよう実践的な防犯訓練に取り組まれない。また、一部の学校において、現在設置している防犯カメラの台数ではカバーしきれていない方角がある状況であったことから、増設等も今後検討されたい。

教職員のコンプライアンスについては、昨今の教育を取り巻く環境の変化や社会状況の変化、価値観の多様化などにより、これまでたとえ許されてきたことでも、厳しい指摘を受けるようになってきている。体罰・不適切指導の禁止やわいせつ行為・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの禁止、個人情報の紛失・漏えいの防止、服務規律の遵守、交通事故防止・交通法規の遵守など、教職員一人ひとりが法令遵守の意識をより高め、教職員としての自覚と使命感、そして全体の奉仕者であることの意識を常に持ち、行動願いたい。

いじめ問題については、各学校ともアンケート調査等の実施により状況把握に努めていた。いじめ問題については、まずは未然に防止すること、そして早期に発見し、早急に対応することが重要であることから、職員同士の情報共有、保護者との連携・協力を図りながら取り組まれない。

児童虐待については、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、学校生活において十分な注意観察を行い、早期発見に努められたい。虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、速やかに関係機関へ連絡・相談を行い、複数の機関と連携して対応されたい。

2 財務等に関する事務の執行

今回監査を実施した小学校及び中学校の財務に関する事務は、各学校ともおおむね適正に執行されていた。

その中でも特に教育活動振興経費の備品購入費については計画的な早期発注に努め、購入備品が年間を通して有効かつ有意義に活用されるよう努めていただきたい。

また、古くなった図書については、定期的に処分しているようであるが、各学校や石岡市教育相談室あすなろ等と情報共有し、リサイクル等ができないか検討を図られたい。

3 施設等の管理状況

学校施設等の管理状況については、各学校ともおおむね適切に管理されていた。学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるため、充実した教育活動を存分に展開できる、機能的な施設整備を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設管理に努められたい。

しかし、いくつかの学校施設においては、建設されてから既に数十年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、適切な維持管理の実施が求められている。施設整備の不具合を早期に発見し処置することは、事故を未然に防ぐばかりではなく、結果的に経済的な維持管理が可能となる。このため、教職員や設置者による日常的な点検や清掃の的確な実施のほか、中長期的な視点で計画的に修繕することが重要である。

今後、「石岡市学校施設個別施設計画」に基づく大規模な改修工事や建て替え等が必要となることが考えられるため、将来を見据えた学校施設の在り方については「石岡市小中学校の適正規模・適正配置等について【答申】」及び「石岡市立小中学校統合再編計画」などを踏まえ、中長期的な視点による計画的な施設整備に取り組まれたい。

その他、施設等の管理状況についての所見は次のとおりである。

- ① 校舎や体育館の雨漏り等については、多くの学校で見受けられた。放置すれば躯体への影響が大きいだけでなく、衛生面においてもカビ等の発生により児童生徒への健康被害なども懸念される。「石岡市学校施設個別施設計画」に基づく大規模な改修工事及び日常点検で発見した施設の不具合の処置など、適時適切な対策を講じられたい。

なお、南小学校においては、昨年度大規模な修繕工事を行っていることから、欠陥等が見つかった場合には、契約不適合責任を適切に追及す

るよう留意されたい。

- ② テレビ台のストッパーについては、地震等災害時における転倒及び移動による怪我や製品の破損などを防止するため、必ず固定されるよう徹底されたい。

- ③ 前回の監査において改善の検討を要すると意見した事項について、計画を立てて修繕するとされたものの、改善の努力が見受けられない状況が一部において見受けられた。計画的に修繕するためには、優先順位等をつけないければならない事情があることは理解できるものの、特に子どもたちの安全性にも影響がでる可能性がある事項等は早急に対応されたい。

また、昨年度実施した防火設備定期調査報告により、「要是正」との検査結果を受けた部分について、未だ修繕が完了していないだけでなく、教育委員会と学校間での情報共有が不十分である状況が見受けられた。有事に備え、常に情報共有を図られたい。

なお、その他口頭等で指摘した軽微な事項については、早期改善に努められたい。

以上が令和6年度の学校定期監査の結果であるが、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第11項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。